



新型コロナウイルス感染症特集

給付金・相談などを活用ください

緊急事態宣言が5月31日(日)まで延長されました

特別定額給付金の申請が始まります

5月中旬以降、区から各世帯の世帯主に申請書類を郵送します。申請書類が届き次第、同封のご案内(記入方法)を確認の上、ご申請ください。広報かつしか5月25日号においてもお知らせします。

なお、オンライン申請は5月8日から受け付けを開始しています。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

【給付対象者】 令和2年4月27日時点で葛飾区に住民登録のある方

【給付額】 対象者1人につき10万円

【問い合わせ】 葛飾区特別定額給付金コールセンター

☎03-5654-7131

毎日/午前8時30分～午後5時

給付金を装った詐欺にご注意ください

区役所や総務省などが給付のためにATMの操作や手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

国や東京都の給付金などを活用ください

持続化給付金

1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者、法人200万円、個人事業者100万円を給付します。

【問い合わせ】 持続化給付金事業コールセンター

☎0120-115-570(毎日/午前8時30分～午後7時)

東京都感染拡大防止協力金

都の要請に応じて休業・短縮営業などを実施した事業者、50万円または100万円を給付します。

【問い合わせ】 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

☎03-5388-0567(毎日/午前9時～午後7時)

雇用調整助成金

休業や教育訓練を実施した事業者、休業手当または賃金などの一部を助成します。

【問い合わせ】 雇用調整助成金コールセンター

☎0120-60-3999(毎日/午前9時～午後9時)

区への対応について(5月7日現在)

今後の国や東京都の動向などにより、変更する場合があります。最新情報は区ホームページをご覧ください。はなしょうぶコール(☎03-6758-2222)へお問い合わせください。

▶文化・福祉・地域コミュニティ施設など

5月31日(日)まで休館および利用の一部を休止しています。詳しくは2面をご覧ください。

▶区立小・中学校、区立幼稚園、特別支援学校

5月31日(日)まで臨時休業しています。

▶保育施設・学童保育クラブ

5月31日(日)まで通常保育を停止し、休園しています。

▶区立公園・児童遊園

複合遊具や滑り台などの利用を禁止しています。

区役所・区民事務所の夜間延長窓口および休日開庁窓口を当面の間休止します

▶夜間延長窓口(毎週水曜日)の休止日 5月20日(水)・27日(水)

▶休日開庁窓口(月1回)の休止日 5月24日(日)

窓口に行かずに郵送などのできる手続きもあります。窓口に来る前にまずは電話でお問い合わせください。

【問い合わせ】 はなしょうぶコール ☎03-6758-2222

区内感染者数 **130人**(5月7日発表)

外出を控え、手洗い、咳エチケットなどの感染予防を継続してください。



▲感染者発生状況

新型コロナウイルス関連健康相談

●帰国者・接触者電話相談センター

咳や発熱、強いだるさなどがある方はご相談ください。

葛飾区 ☎03-3602-1376

月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

東京都 ☎03-5320-4592

月～金曜日は午後5時～翌午前9時、土・日曜日と祝日は終日

●新型コロナウイルス感染症相談電話

上記に該当しない場合の健康相談に応じます。

葛飾区 ☎03-3602-1399

月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

保健センター(7面上欄参照)でも相談に応じます。

東京都 多言語による相談(日・英・中・韓)

☎0570-550571

(ナビダイヤル)
毎日(午前9時～午後10時)

聴覚障害のある方など

FAX 03-5388-1396

厚生労働省 ☎0120-565653

(フリーダイヤル)
毎日(午前9時～午後9時)